

## 入湯税の充当先について

入湯税については、地方税法において収入の用途が定められている目的税です。目的税は、当該収入を充当する経費を特定し、通常、その経費の支出と何らかの関係（受益等）を有する者にその負担を求めるものであり、税負担者に対する説明責任を果たす観点から、その用途を明らかにする必要があります。

令和4年度四国中央市一般会計決算における入湯税の充当状況については、次のとおりです。

1. 入湯税決算額 4,302 千円

2. 入湯税充当一覧

区分	令和4年度 決算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県支出金	地方債	その他		左記のうち 入湯税
消防設備等整備	千円 90,873	千円 0	千円 31,800	千円 622	千円 58,451	千円 3,878
観光振興 (観光施設の整備除く)	38,945	850	0	6,000	32,095	424
合計	129,818	850	31,800	6,622	90,546	4,302